

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		薬局、薬局製造販売医薬品の製造販売業若しくは製造業、 医薬品の販売業、高度管理医療機器等若しくは管理医療機 器の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業 の許可の取消し又は業務停止
根拠条例・規則名		医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律
条 項		第 7 5 条 第 1 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2235)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に 関する法律の規定による許可の取消し及び業務停止の処 分取扱い要領
	設定等年月日	平成 1 4 年 4 月 1 日 設定 平成 2 7 年 1 月 1 日 最終改正
備 考		